

【自由研究発表】

ドーピング違反の事実認定について

神谷宗之介
(弁護士)

1 はじめに

本研究は、スポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）の仲裁判断⁽¹⁾がスイス連邦地方裁判所（以下「スイス地裁」という）によって覆され⁽²⁾、再度CASにおいて審理をしない⁽³⁾という事案についての評釈である（以下第1回目の仲裁判断を「第1判断」、第2回目の仲裁判断を「第2判断」、スイス地裁の下した判決を「裁判所の判断」という）。本事案はテニス選手によるドーピング違反事件で、大会関係者が提供した治療薬に禁止薬物が含まれていたケースであったところ、ドーピング違反の成否においては選手の主観が考慮されないことの再確認、そして、CASの審理のあり方を学ぶ意味で重要な先例であると考えられるので、ここに紹介する次第である。

2 事案の概要

(1) 当事者

申立人ギジェルモ・カナス選手（以下「申立人」という）は、1995年からATPツアーに参加したアルゼンチンの選手で、ATPランキング10位にまで達した選手である。

相手方ATPツアー（以下「相手方」という）は、男子のプロテニス選手と大会主催者によって構成される非営利組織である。相手方は、男子のプロテニス大会を管理し、大会と選手に関する規則を定めている。

(2) ATPルール

ATPツアーに参加する選手に適用されるATPルールの中で、本件に関連する条項の抜粋は以下の通りである。

記

C ドーピング違反

C 1 競技者からの検体に禁止物質、その代替物、又はそのマーカが存在している場合、選手が治療目的使用による免責事由を立証できた場合を除き、ドーピング違反が成立する。

C 1 a) 相手方は禁止物質の存在を立証すれば足り、選手の主観的意図の立証は不要で、選手による無過失責任の主張は抗弁になり得ない(無過失責任の原則⁽⁴⁾)。

K 適正手続

K 3 立証責任

K 3 a) 相手方は、アンチドーピング機関が主張の重大性を納得できる程度(可能性を推量できる程度では不十分であり、「合理的疑い」の範囲を超える程度に証明される必要はない。)にドーピング違反を立証しなければならない。

K 3 b) 選手が抗弁等を主張する際の立証責任は比較衡量を基準とする。

L 個人結果の自動的失効

L 1 ドーピング違反があった場合、当該競技において得られた個人の結果は、メダル、得点及び賞の没収を含む全ての競技結果とともに自動的に失効する。

M 資格剥奪措置の賦課

M 2 ドーピング違反に対して課される資格剥奪の期間は、下記のとおりとする。

- 1 回目の違反 - 2年間の資格剥奪
- 2 回目の違反 - 一生涯にわたる資格剥奪

M 5 a) ドーピング違反事件において、自己の違反に関する無過失を選手が立証した場合、該当する資格剥奪期間を免除する。選手は自己の体内に禁止物質が入ってきた過程を立証しなければならない。

M 5 b) ドーピング違反事件において、当該違反の実質的原因が自己の過失ではない旨が競技者によって立証された場合、該当する資格剥奪期間を短縮できる。ただし、短縮後の資格剥奪期間は、所定の最低資格剥奪期間の半分未満になってはならない。選手は自己の体内に禁止物質が入ってきた過程を立証しなければならない。

(3) 当事者の主張

<申立人の主張>

- 1) 申立人は禁止薬物HCTを含むロフカル(Rofucal)という薬剤(本件薬物)を使用したのが、本件薬物は大会関係者から受領したものだ。申立人はトーナメントドクター(本件医師)の診察を受け、本件医師が処方した薬物を受領する予定だった。しかし、現実には、本件大会に参加していた他の選手のコーチ(Mr. Carvallo)のために処方した本件薬物が、大会関係者のミスにより、誤って申立人に渡ってしまったものだ。
- 2) 選手がトーナメントドクターが処方した薬物を受け取った場合には、ATPルールが定める選手の注意義務(due care)は軽減されるというべきである。
- 3) 仮に(2)の議論が認められないとしても、選手はトーナメントドクターから受領した処方箋を確認する義務はない。
- 4) 2年間の出場停止処分は比較衡量基準から見ても、不合理であり、特に本件においては申立人に故意がなかったことを重視するべきである。
- 5) 無過失条項、又は、無重過失条項からすれば、選手に対する出場停止処分は免除又は減じられるべきである。

<相手方の主張>

- 1) 申立人は、同人が禁止薬物リストを常に携帯していたにもかかわらず、同人が現実を受領した薬物のラベルを一切確認しなかつ

